

## 個と社会の紐帯への眼差し

「自分が日本人（日本国籍）で、家族も同じく日本人（日本国籍）であることを当然のことと考えている人がほとんどである」（奥田安弘 1996）と、日本の家族法を専門とする奥田は述べている。確かに、彼の著書が書かれた頃の日本には、そのような意識が色濃く残っていた。ゆえに、自分が国籍を有すること、戸籍があることを空気のように捉えてきた人が多い。そのためか、国籍や戸籍など、身分証明について考える機会は少なく、ましてや、身分証明が研究対象になることなど稀であった。

近年、人の移動や国際結婚が増加した。こうした趨勢のなかで、多様な民族・文化的背景や複数の国籍を有することもたちが生まれている。一方、複数国籍者と対照的な立場ともいえる無国籍者もいる。無国籍者は世界に 1000 万人ほど存在すると推計されており、日本にも暮らしている。近頃、日本のメディアにおいて、無戸籍者の存在が注目されている。こうした国籍や戸籍のない人々の存在は、法的に透明人間と化しているようだが、決して見過ごしてよいものではない。むしろ、無戸籍・無国籍状態にある人々は、現代社会における個人と国家との関係、そして人権を問い直すうえで重要な

存在であり、新しい発見を与えてくれる存在である。

今日の世界では、個々人は国家に帰属し、その権利と義務は国家を単位に定められている。そのため、個人と国家の法的な紐帯である国籍や戸籍の有無は、就学、就職、結婚、育児などのさまざまなステージで、人々の権利・義務に影響を及ぼしている。しかも、人々の移動が急激に増えたため、たとえばパスポートのように、身分証明書が個人に与えている影響を意識する機会が増えている。

本共同研究会「人の移動と身分証明の人類学」は、こうした現状を踏まえ、国籍や戸籍など身分証明にかかわる問題をもつ人々に焦点を当てている。そのねらいは、人の移動・越境・滞在、身分証明をめぐる法的・行政的制度、そしてそれらを利用する実践のあり方を明らかにすることにある。具体的には、生から死に至るまでのいろいろなライフステージにおいて、在留管理に基づく身分証明書が、移動する人々の人生と次世代にどのような影響を与えるのかについて考えながら、個人のアイデンティフィケーションとどのように関わっているのかを解明することを共通目標としてきた。

出産・育児から就学、就労、結婚・離婚、居住、家庭生活、街づくり参画、老後の生活、葬儀・墓や弔いに至るさまざまなライフステージは、次世代へと繋がっている。そうした時間の流れのなかで、身分証明が社会にどのような影響を与えているのか、また、グローバル化が進行する過程で、国籍や在留資格などの身分証明が果たしている役割と管理される側一人ひとりの人権はどうなっているのかについて、本研究では、人類学、社会学、歴史学、法学の研究者が学際的な視野で共に考察を重ねてきた。

## 身分証明の行政実態

2012 年、日本では外国人登録制度が廃止され、新たに在留管理制度が始動した。これまで外国人の管理行政は入国管理局（入管）と地方自治体でおこなっていたが、入管に一本化され、外国人などの住民登録も入管が管理するようになった。



(上) 制度移行にともない国籍・地域等の記載が変わった陳さんの身分証明書。  
(下) 制度移行前に陳さんが保持していた外国人登録証明書。

在留資格なしと明記された外国人登録証明書。

以前はこれまで外国人住民の登録は自治体が管理しており、在留資格のある人はもちろんのこと、在留資格のない人にも「在留の資格なし」と明記された形ではあるが外国人登録証明書が発行されていた。在留資格がない、つまり不法であることは明記されていたが、それでも身分証明書の機能を果たしていた。新しい在留管理制度の導入後、在留資格のない人は登録の対象になっておらず、彼らに身分証明書は発行されなくなっている。

筆者は入管でおこなわれた身分証明書の移行手続きに立ち会う機会を得た。陳さんは台湾に生まれ、幼少期から日本に暮らして50年ほどになる永住者である。1972年、日本が台湾と外交関係を断絶し、台湾が発行する彼女の身分証明書が日本では認められなくなった。以来、彼女は40年間「無国籍」と記載された外国人登録証明書を自分の身分証明書として保持してきた。在留管理制度への移行にともない、彼女の在留カードの国籍・地域欄は「台湾」と変更された。数十年もの間、日本政府に交付され刷り込まれていた無国籍という自分の身分証明の突如の変更、彼女は戸惑いを隠せずに行った。入管職員に理由を尋ねると、「パスポートをもとに国籍・地域欄の記載を確認するようになったためだ」と言う。彼女が「私は無国籍という記載のままでもいいのですが……」と言うと、職員は「なら、外国人登録証明書の期限が切れるまでもっていいですよ。でも、今度在留カードに更新する時には、変更しますが」と、淡々と言った。身分証明書を発行する側と、発行される側の意識の違いが如実に表れていた。

いっぽう、インドシナ難民であるイムさん（仮名）は、神奈川県に暮らす定住者である。彼は、親の出身国であるカンボディア政府からパスポートなどの身分証明書は発行されていない。彼が所持する身分証明書は日本が発行している外国人登録証明書と再入国許可書である。それらの身分証明書の国籍・地域欄は「カンボディア」と記載されていた。彼が身分証明書を外国人登録証明書から在留カードへ移行する際にも、私は立ち会うことができた。陳さんの国籍・地域欄の記載がパスポートゆえに変更になったことを知っていた私は、イムさんの在留カード上の国籍・地域欄の記載はどうなるのか気を揉んでいた。「ひょっとしてカンボディアから無国籍に変更されるのでは……」、なぜならイムさんは日本が発行する再入国許可書以外どこの国のパスポートも所持していないためである。手続きの結果、イムさんに発行された在留カード上の国籍・地域欄には「カンボディア」のままとなっていた。

私は、イムさんが陳さんのように、突如の身分証明の記載変更を強いられなかったことに安堵感をもったが、それとは裏腹に疑問が湧いた。なぜなら同じ制度・手続きにもかかわらず、身分の認定の根拠が陳さんとイムさんで同じ扱いでなかったためである。陳さんの身分（国籍・地域）記載が変更され、その理由はパスポートが根拠であるならば、パスポートをもっていないイムさんの国籍がカンボディアと在留カードに記載されるのはおかしい。人のアイデンティティに大きく影響を及ぼす身分証明書である。公の行政の実態はこうも杜撰なのかと、正直目を疑った。

#### 共同研究会のこれまでの成果

以上、具体例をあげたが、本研究では、こうした身分証明

にかかわる実態調査を基に報告と議論を重ねてきた。2013年度は、2度の公開シンポジウム（2013年6月に青森大学、2014年2月に長崎大学にて）を開催し、メンバー以外の研究者とも議論を深め、人の移動と身分証明に関連する見識を広めた。

人の移動と身分証明が相互に影響をもたらすこと、身分証明書というものが恣意的なものであること、国の政策や国際情勢の変動によって法や制度が変化し身分証明にも影響が出ていること、身分証明やパスポートの偽造が横行していることが、個別のケースから確認された。そして議論のテーマとしては、ホームレス、亡命者、難民、また、人の移動にともなって深まっていく多文化化、多民族化にも広がり、日本における外国人学校の問題、新しい世代の教育やアイデンティティの問題、多文化共生についても議論を深めることができた。

本研究のテーマと関連し、移民などの身分証明書を標本資料として収集することもおこなった。それらの資料の一部は、2014年3月にリニューアルされた民博の日本展示場の「多みんぞくニホンコーナー」及び中国地域文化展示場の「華僑華人コーナー」に展示し、一般に公開している。

#### 成果報告と提言にむけて

本年度は最終年度であるため、成果論文執筆などを視野に入れていく。

本共同研究はこれまで、身分証明に関してライフステージに沿った議論を柱の1つにしてきた。初年度は妊娠や出産などに関連して母子手帳に注目し、その後、戸籍、国籍、学校、国際結婚などをテーマとし、最終年度である本年度は、年金や介護、看取り、葬儀、供養など、人生の後半期と身分証明との関連に焦点を当てたいと考えている。

また、2つ目の柱である人の移動については、移民のみならず難民にも注目し、とくに移民・難民の医療と身分証明のかわりや死亡証明の手続きなどの医療現場に詳しい講師とも意見交換を行い、実態を確認していきたい。そして、移民・難民2世3世の国籍や身分証明書にも実態と齟齬があることは指摘されており、その実態についても解明していきたいと考えている。人々の越境移動が頻繁化する現代、国家的・行政的な制度や身分証明書が、移民・難民など、越境する個人の人権を守っていくために果たすべき役割とは何なのか、本研究ではその実態の分析を通じて、より適切な身分証明のあり方を提言できればと考えている。

#### 【参考文献】

- 奥田安弘 1996『家族と国籍—国際化の進むなかで』有斐閣選書。
- 陳天璽・近藤敦・小森宏美・佐々木てる共編 2012『越境とアイデンティフィケーション—国籍・パスポート・IDカード』新曜社。

#### ちえん ていえんし (CHEN Tienshi)

早稲田大学准教授、国立民族学博物館特別客員教員。人の移動と身分証明、国籍とパスポートに関わる問題に焦点を当てて研究している。なかでも無国籍者や華僑華人に注目している。主要著書に『無国籍』（新潮文庫 2011年）、『華人ディアスポラ』（明石書店 2001年）、編著書に『忘れられた人々—日本の「無国籍」者』（明石書店 2010年）など。